

文産官連携会議設置要綱

令和元年11月26日
文化庁長官決定

1. 目的

「文化経済戦略（平成29年12月27日）」において掲げられた「文化経済活動が自律的・継続的に発展する好循環」（文化と経済の好循環）を実現するため、文化庁において、文化・芸術界、経済界、関係省庁の3者が対話する場として、「文産官連携会議」を設ける。

2. 組織

- (1) 文産官連携会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 文産官連携会議に議長を置く。議長は文化庁長官をもって充てる。
- (3) 文産官連携会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聞くことができる。

3. ワーキンググループ

個別具体的な重点課題を検討するため、文産官連携会議の下にワーキンググループを置く。各ワーキンググループの運営に関し必要な事業は、別に定める。

4. 庶務

文産官連携会議の庶務は、文化庁文化経済・国際課において処理する。

5. 雑則

前各項に定めるもののほか、文産官連携会議に関し必要な事項は、文産官連携会議において定める。